

第六十一回 参議院建設委員會會議録第十七号

昭和四十四年六月五日(木曜日)
午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岡 三郎君
理事 大森 久司君
山内 一郎君
沢田 政治君

委員

上田 稔君
鬼丸 勝之君
小山邦太郎君
高橋文五郎君
塚田十一郎君
中津井 真君
林田悠紀夫君
米田 正文君
松本 英一君
二宮 文造君
宮崎 正義君
高山 恒雄君
春日 正一君

政府委員

建設政務次官 渡辺 栄一君
建設大臣官房長 志村 清一君
建設省計画局長 川島 博君
建設省都市局長 竹内 藤男君
建設省住宅局長 大津留 温君

説明員

国税庁直税部署 元木精一郎君
理課長
農林省農政局参 中沢 三郎君
事官

自治省税務局 山下 稔君
定資産税課長
日本国有鉄道 長浜 正雄君
理事

本日の会議に付した案件

○地価公示法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡三郎君) それでは、ただいまから建設委員会を開会いたします。

前回に引き続き地価公示法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。林田君。

○林田悠紀夫君 この前の委員会におきまして、土地政策の今後の見通しについて伺ったのでございますが、今回の地価の公示とか、あるいはその他税制、こういうような政策によってようやく土地政策は緒にたばかりと思ふのです。それで、土地政策の根本としては、やはり土地の需給状況の緩和をはからなければならぬ。そのためには供給をふやさなければいかぬわけですが、それは国とかあるいは公共団体が所有地を出していくということも必要でありますし、そのほかにも未利用地をできるだけ売却していく、需要に回していくということが必要だと思ふのです。それで、本年の流通課税の軽減ということはそのためにはかられたのだらうと思ふますが、ところが一方、あくまでも未利用のまま保有して値上がりをお待ちするという問題につきましても、まだ対策がないということだと思ふます。それに付しまして、空閑地税とかあるいは未利用地税を創設すべきだという意見も相当出ておりました、この問題についていろいろ建設省あるいは大蔵省のほうにおいても検討をしておられるように聞いておるのであります。その検討はどうい

うふうになつておられますか、お伺いしたいと思ふます。

○政府委員(川島博君) お答えいたします。

空閑地税に關しましては、建設省といたしましては、今後の土地政策を進める上におきまして非常に重要なものでありまして、しかも効果が非常に高いというふうに考え、かねがね税制調査会に對しては空閑地税の創設につき強く要請をいたしてまいつたのでございます。ところで、税制調査会におきましては、一昨年から昨年にかけまして、土地税制特別部会を設けて、この問題も含めて土地税制全般につき慎重に御検討になつたのでございまして、その結果、昨年の七月に出されました土地税制の改正に關する答申によりまして、空閑地税の創設については、方向としては前向きで考えるべきである、つまり積極的に実現することを基本方針とすべきであるが、新都市計画法による土地利用計画や、現行の建築基準法による建築率制限等の現行の土地利用計画を前提として創設することには不適当である。したがって土地の利用に、たとえば建物面積の敷地面積に対する割合の最低限度が定められる等、土地利用に關して積極的な意味を持つ最低利用度が規定されることが必要であるので、これに關する立法措置を要請するといつたしまして、直ちに実現することは適当でないといふ答申をいたしたわけでございます。そこで、本年度の税制改正におきましても、この空閑地税あるいは未利用地税と称せられる税目につきましては、その新設を見送るということに相なつた次第でございます。確かに完全な意味の空閑地税あるいは未利用地税を創設するためには、現行の土地利用計画は必ずしも十全であるというふうには考えませんが、これは私見になります。しかし現行の土地利用計画、しかも昨年成立を見ました新都市計画法、あるいは今回成立を見ました都市再開発法、あるいは最近提案をいたして衆議院で御

審議を願つております建築基準法の一部改正法案、これらが、もうすでに前二者は成立をいたしております。建築基準法につきましても、おそらく野党の御協力によって今国会で成立するものと私は確信をいたしておりますが、これらが成立をいたしますれば、わが国の土地利用計画に關する立法は、過去数年あるいは十数年前から見ると画期的な変化、進展を遂げたというふうに私も認議をしております。そのような状態のもとに空閑地税を創設することは、近く成立が予想される建築基準法をも含めまして、そういった最近の土地利用法の進展とにらみ合わせますと、空閑地税をそれらの制度のもとに創設することは必ずしも不可能ではないと私は考えております。第でございまして、しかしいづれにいたしましても、そういう答申が出ておりますので、今回の税制改正には取り上げられなかつたのは、私も認議をいたしましては、はなはだ遺憾と考へますが、今後税制当局とも相談をいたしまして、なるべく早くこれらの税制が実際の制度として目の目を見ますように推進をいたしていくつもりでございまして、

○林田悠紀夫君 私も、この空閑地の問題につきましては、たとえば、都市の中に緑地が必要だ、緑地帯を設けるとか、あるいは大きな屋敷の中に緑がある、こういうことは都市の住民の健康上必要だろふと思ふのです。しかしながら、一方におきましては、非常に大きい土地がそのまま残つておるといふことは、これはまたきわめて不合理な点がある。いまお話を伺いますと、建築基準法が通り、土地利用計画がきまつていく、最低利用度がきまつていくというふうなことがなつたら、これが実現の方向に向かうようなお話でしたが、この最低利用度のきまつていくのは、大抵いつごろを考へておられるのですか。

○政府委員(川島博君) 私の説明が必ずしも十分でない点がございましたが、この現行のわが国の土地利用法におきましては、実は最低利用度を規制できる場合が非常に限られております。すなわち現行の建築基準法でいいますと、高度地区という規定がございますが、これは高さの最高限度を押えるというのが一般の姿でございます。制度上は最低限度を定めるといことも可能でございますけれども、あまりその例はないわけでございます。それから今回の新しい都市計画法あるいは建築基準法におきまして、そういった最低利用度に関する一般的な制度を取り入れるという考えは実は取り入れられていないのでございまして、ただ都市再開発法におきましては、特定の高度利用をしようとする地区について例外的にそういう制度を導入をされておりますが、いわゆる市街化区域一般について、この地区はどの程度最低利用しなければいけぬというような制度が、普遍的に一般化した制度として確立されておられないわけでございます。このような制度は、実はいろいろの制度としての問題がございまして、たとえばフランス等におきまして、実は数年前に地価抑制税と称しまして、こういった建物の最低利用限度をきめまして、これを下回るものについても法律が予想する最低限度を利用している場合と同じ収益をあげているものとして税を課する、こういう制度が実は設けられましたが、この制度は制定後三年にして、一回も施行せられずに廃案になった、こういういきさつもあるわけでございます。そういう状況でございます。一般的な制度として土地の最低利用度をきめるというところはいろいろ法律上もあるいは社会上也むずかしい問題を含んでいるわけでございます。確かに空閑地税を創設するという前提のもとにその仕組みを考えますと、最低利用度というものが法律ではっきり規定されるということが非常に課税をうまくやることになるわけでございますが、そういった最低利用度をきめるということは、西欧諸国におきましても特に市街化区域におきましてはいろいろの問題

をはらんで、実際に法律をつくって見たが、ついはその運用ができなかったというフランスの実例もあるわけでございます。そういうようなことでございまして、現行の制度並びに提案中の建築基準法についても実はそういう思想は盛られておらないわけでございます。しかし、これはまた私見にわたりますが、私も必ずしもそういった土地の最低利用度というものが法律で確立されることが空閑地税創設の絶対的要件であるというふうには私も考えておりません。それにかかわる方法はあり得る。また事実そういうことについて建設省の中でもいろいろ検討をいたしておるわけでございます。しかしながらこれにつきましては、実際に税制の立案に当たるのは大蔵省当局でございます。大蔵省当局と私も十分に査詰めてこれで行けるという線についてみまさんと、税というものは御提案できないわけでございます。そういう意味におきまして、直ちに御提案を申し上げる段階にはございせんけれども、私どもは今後さらに税制当局と話し合いを進めまして、何とか近い機会にこの制度を実現をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○林田悠紀夫君 土地を資産として税を課しておるのに固定資産税があります。それで固定資産税は、やはりこれは個人の所得の中から税を納めていかなければならぬということになるわけで、したがって固定資産税の税率というのは、これは高くては困る。しかしながら固定資産を考える場合に、有効に利用されておる固定資産と、いま言ったような空閑地と申しますか、未利用の非常に大きな固定資産、これをひとつ別にして税率をかける、一定以上の土地所有については税率を上げて徴収したらいじやないか、そういうような考えもできると思うのですが、固定資産税についてどういふふうな考えておられますか。これは自治省おいてになっておられますか。これは自治省か——では、これはあとから……

○政府委員(川島博君) わかる範囲で。現行の固定資産税は御承知のように三年おきに評価がえを

いたしまして時価を定め、これに対して一定の税率をかけて税を徴収しているわけでございます。この固定資産税は現在住民税とともに市町村における主要な財源になっておるわけでございます。しかもこの税率をかけるゆえんのは、やはり受益の限度においてかける、いわゆる受益負担という思想に立っております。その点は住民税と違つたてまえにあるわけでございます。しかしながら、固定資産税はそういった受益負担的な立場から市町村が必要とする財源を調達する有力な財源になっておるわけでございますが、固定資産税をかける立場というのはやはり受益に應ずるということとは、半面またその土地を利用している人の収益と申しますか、土地の利用の態様に応じて税金を取るといふことだろふと思ひます。したがって平均的な利用と申しますか、そういった立場から適当と思われる税率で税金を徴収しているわけでございます。また同じ対象でございまして、たとえば農地でありますとか、あるいは商業地でありますとか、あるいは住宅地である、あるいは工業地である、それぞれその土地から上がる収益はそれぞれ差がございまして、そういふ点も考慮いたしまして、税の取り方もいろいろ変えて

いるわけでございます。しかしながら、この空閑地税あるいは未利用地税とも申すべきものを取る場合には、やはり相当に土地が高度利用せられるべき地域におきまして、それが最適に土地が利用された場合にはどの程度の土地の生産性を上げることでございましょうかというのを想定をいたしまして、少なくとも市街化区域のある程度土地利用が高度に利用されるべき地域におきましては、相当の高度の土地利用が社会的に要請されるという前提のもとに、そういった土地利用が行なわれないものについてはいわゆるペナルティということになると思ひますが、そういった意味で重税を課して、この土地の利用をみずから高度化するか、また高度化できなければ、高度化できる人に譲渡して高度に利用させる、こういう政策的意図

を持った税制になるわけでございます。したがって固定資産税の利用、応用のしかたによつて、空閑地税あるいは未利用地税と稱するものの政策効果の一部を達成することは可能かと思ひますが、それはやはり固定資産税の性格から見て限界があると思ひます。したがって大都市周辺における土地の高度利用を促進するという観点から申しますと、どうしても未利用地税あるいは空閑地税というような形で土地を遊ばせておくものからねらい打ちいたしまして、土地利用促進あるいは供給促進を行なうという政策課税が、どうしても別途必要になるのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○林田悠紀夫君 それでは固定資産税はもとにして、法律案の第二条に「正常な価格」というのがございまして、この「正常な価格」というのは自由に取引が行なわれるとした場合の通常成立すると認められる価格ということだろふと思ひますが、たとえば鉄道がつくとか、あるいは道路がつくとか、あるいは計画がございまして、それと、とたんに値上がりをするわけですね。それから毎年一回ずつ評価がえするということになっておられますけれども、そういうような場合に、たとえば初年度において評価した場合にそういう計画がなかった、ところが翌年度になるとそういう計画があつて、一度に値上がりをしておるというような場合は、何を「正常な価格」ということで公示することになるのですか。

○政府委員(川島博君) 一般の土地取引におきましては、土地を買い手と売り手と、売りたいという売り手との間にそれぞれ特殊な事情なりあるいは動機がありまして、その結果具体的な取引価格がきまるわけでございます。したがって、こういった現実の取引価格は、直ちにこの法律第二条にいう正常な土地の価格として妥当するものではございせん。この法律による正常価格と申しますのは、このような売り手あるいは買い手の特殊な事情あるいは動機という要素を取り除きまして、一般的な正常な原因による要素だけで構成

される価格の概念でございます。したがって、何
びとも共通する客観的な交換価値を表示するも
のがすなわち正常価格であるというふうに考
えております。また、鉄道とか道路などの公共施設が
整備されて、土地の便益が非常に高まるとい
う事態が発生いたしますれば、その効用の増大に
見合ひまして価格が上昇することは、これは経済
的には当然のことでございます。正常な価格の
判定にあたりましては、このような価格形成のメ
カニズムを無視するということは適當ではないと
いうふうに考えております。それから、この価格
は毎年一回標準地について調べまして、毎年公表
するわけでございますが、この公表する公示価格
は、御案内のように、一応われわれ政策設定機関
とは独立いたしました土地鑑定委員会が客観的に
判定をいたします正常価格であり、経済社会の実
勢に即応した価格でございます。政策的な価格
ではございません。したがって、毎年公示すべき
価格は経済の実勢に見合つた価格ということに
なるわけでございます。したがって、土地の高
騰が著しい場合には、この価格の評価をする頻度
はなるだけ高いほうがいいわけでございます。し
かし、しかしこの予算の關係あるいは実際に現地
の地価調査に当たる不動産鑑定士の動員数等から
考えますと、まあ一回程度やるのが適當では
ないかということ、毎年一回ということ、きめ
ております。しかし、その毎年一回評価がえを行
なう場合には、ある標準地が、時日の経過ととも
に社会的、経済的あるいは行政的要因の変化に伴
ひましていろいろ値動きがするわけでございます
が、それらはいずれもこの鑑定委員会の判定の重
要な要素になるわけでございます。その実態に
見合つた価格を毎年一回公示をする、こういうた
てまえにいたして、次の次第でございます。

○林田悠紀夫 局長の言われることもわかるん
ですが、そういうように外部的な要因によって、
たとえば鉄道がつくというようにことによって地
価が値上がりするの、そのまます得として地
価に算入されるということになるわけでは、

一方、企業者に開発利益を還元するというような
政策が別に必要になってくるだろうと思ふんです
ね。それから消費者物価は毎年上がつても五%よ
りくらいは上がらない。ところが、都市の土地は一
五%くらい毎年上がっているわけですね。だか
ら、そういうように地価の公示というのを、だか
ら、どんどん上げて、それが正常な取引価格なんだ
というので公示していくということになります
と、物価の中で一番上がつておるのは土地なん
ですが、相変わらずその傾向が続いていくというこ
とになるんですが、正常な価格というのは、そう
いうように取引価格そのものというふうなことに
なるんですか。

○政府委員(川島博君) 御承知のように、この地
価公示法案のねらい、目的といたしますところは
は、第一条にございまして、「一般の土地の
取引価格に對して指標を与え、及び公共の利益と
なる事業の用に供する土地に對する適正な補償金
の算定等に資し、もつて適正な地価の形成に寄
与することを目的とする」とございまして。したが
りまして、この法案がねらいといたしております
ところは、一般の民間の土地取引に對しては
取引価格に對して指標——ガイドポストを与える
ということ、これをねらつております。すなわち、政
府が官報で公示することによりまして、信頼の高
い目安として当事者双方の援用が期待される、こ
ういふところにこの法案のねらいがあるわけでご
ざいます。したがって、たとえばある時点で
価格を固定をいたしまして自後の値上がりは認め
ないというような、いわば固定価格とか、あるいは
は凍結価格というふうな、政策的に土地の価格を
押えようというところをねらつておるわけではな
いわけでございます。したがって、御指摘の
ように、この実勢に合つた民間の取引価格のガイ
ドポストを与えるというところに、法律のねらい
があるわけでございます。ただその場合にも、現
在行なわれております土地取引は買手、売り手
が未知のために法外な価格が実際の取引で形成さ
れるわけでございますが、これがいわゆる呼び値

とかあるいはつけ値とか、あまり科学的なあるい
は合理的な根拠がなく価格が成立するという
事態が、ままた見られるわけでございますが、そう
いった異常な土地価格というものが、少なくとも
この公示制度によつて相当に抑制されるだろう。そ
ういう意味では地価の均斉安定について相当私
どもは効果を発揮するものと期待をいたしておる
わけでございますが、この制度自体は少なくとも政
策的に地価を押えつけようというふうな思想は合
まれておらないわけでございます。したがって、ま
して、確かに昨今におきましては土地の売買により
まして、みずからの汗と血によつてあがったも
のではない、地価の値上がりというものを、ぬく
ぬくと地主が不勞所得として吸収するといふ事態
が見られます。これらの利益は、いわゆる開発利益
として社会に還元すべきであるという声が、いま
やほうはいとして起こつておりますが、これをい
かにして社会に還元せしめるかというのがこの地
価公示制ではなくして、この地価公示制を踏まえ
て、さらに税制なり、あるいは負担金制度なり、
そういう場面でも今後政策的に展開をさるべき問
題である。その土台づくりをするのがこの地価
公示法案であるというふうに、私どもは認識をい
たしておる次第でございます。

○林田悠紀夫 それから土地の公的評価につ
いては、今回の地価公示と、それから固定資産税の
評価、あるいは相続税の評価というように出てく
るわけなんです。最近私たちが承知しておると
ころでは、都市近郊の農地につきまして相続税の
評価がだんだん上がつてまいりまして、毎年くら
い上がっているんです。宅地に近い評価になつ
ておるわけなんです。ところが、その都市近郊
の農家で今後は農業経営を継続しようというよう
に思つておりましたも高い相続税を払わなければ
いかぬ。その場合農家は農地を売つて相続税を払
う。そうすると、売りますとまたそこで所得税
がかかつてくるわけです。そうなりますと、農
業をやめてしまわなければいかぬ、相続税のため
に農業をやめることが強制されるというふうなこ

とになっておるわけです。それで農業を営んでお
る以上は、農地としての収益還元価格というもの
があるわけなんです。そういう場合は農地とし
ての収益還元価格を基礎としてかけるべきであ
つて、当然、宅地としてかけるというところは不
合理じゃないかと思うのです。それからまた、そ
ういうように土地の税評価を高くしますと、か
えつてその辺の地価の上昇の原因にもなつてく
るというふうなこともなりまして、相続税につ
いてどういふふうなかけ方が行なわれておるか、お
伺ひいたしたいと思ひます。

○説明員(元木精一郎君) 最近非常に切実な問題
の御質問でございますが、相続税におきまして
は、財産が通常幾らで売買されるか、その価格に
よつて課税をするというたてまえになつておりま
す。で、御質問の都市近郊の農地につきま
しては、現在売買が相当高い価格で行なわれて
いるのが実情でございます。いまおっしゃられた
ようなことで、万単位の評価で相続税が課税され
るものもあるわけでございます。そういうこと
でもございまして。一方では、農業を継続されたい
農家の方々もいらつしやる。都市近郊でそういう
ことも個々の経済の上でも必要である。他面
では、先ほど来お話もございましたような農地以外
の転用ということも、相当盛んに行なわれている
というふうな実情でございます。その辺のところ
ろが非常にむづかしい問題があると存じますけれ
ども、相続税のたてまえとしては、ただいま申し
たようなことで評価が行なわれているわけござ
います。

○林田悠紀夫 お願いしますように、そこにま
矛盾があると思うのですが、それでたとえば五年
とか十年ぐらい期限を区切りまして、そして農業
もその間継続しておればその限りにおいては農地
としての価格で取つて、そしてもし五年、十年で
転用してしまうというふうな場合が起こつたら、
今度は適及して取るというふうなことは考えられ
ないものでしょうか。

○説明員(元木精一郎君) 税制立法の問題になろうかと思いますが、おっしゃるようなこと一応考えられる点ではあるかと思いますが、やはり五年、十年というふうなことになりますと、実際問題として、さかのぼって課税を改めるということにつきましては、制度的にも非常に複雑になるし、書類を五年、十年間全部あつづけるということにもなりますので、その辺にも非常に大きな問題が出てくるのではないかと。いづれにいたしましても検討されるべき問題かとは思いますが、なかなか技術的にもむづかしい問題を含んでいる点ではないかと、こういうふうな考えです。

○林田悠紀夫君 まあ技術的にむづかしいとおっしゃるのですが、固定資産税を取るために市町村は毎年その辺に行つて調べるわけですね、ずいぶんよく調べられます。そこで、そういうことを市町村にまかせたら必ずしも不可能じゃないと思うのですが、どうですか。

○説明員(元木精一郎君) 現在税の場合に、課税の除却期間というのがございまして、申告書が提出された場合におきましては三年間は課税を改めるといふようなことがございまして、三年間というわけですが、それをやはり五年、十年というふうな長い期間にわたりました課税を訂正する、その間において課税を最終的に落着かせないで、将来そういう農地以外に転用された場合に相続税を改めるというふうなことになりますと、その辺の問題の例外になるということになりますし、その物の水準が異なつて貨幣価値に相違を来たす、その辺のところは、五年、十年をどういうふうに課税を改めるか。それから、何ぶんにも相当多数の相続税事案につきまして、そういうものを長年にわたつて維持しておく、そういうことで、まあ技術的にも非常に問題があるということではなからうかと思ひます。

○林田悠紀夫君 それから固定資産税の評価額とかあるいは相続税の評価額、こういうような公的な評価と、今回の公示価格、これは同じ公的機関の評価額ですから同じにすべきではないかという

ことが、いままでにも言われておるわけですが、私もそういうふうな思ひますが、その場合、それではこの公示価格は取引価格だから非常に高くなると。そうすると、固定資産税、相続税はまたおのずから性格が違つて税率を変えていけばいいのだらうと思ひます。それでまず固定資産税についてですが、固定資産税は来年の一月に評価をかける、このころの地価の公示価格のほうは東京、大阪、名古屋について来年四月にやる、したがつて東京、大阪、名古屋については、来年一月と四月に評価が出てくるわけですね、両方とも。そういうことで、しかも評価が違ふというの、これは不合理になる。したがつて、固定資産税の評価がえをもう一年延ばせばこれはできるわけですか。そういうふうなお考え方はないのであ

○説明員(山下稔君) 御指摘のとおり、公示されます価格と固定資産税の評価額とは均衡をとるべきものであらうと思ひます。したがつて、私ども、将来そういう努力をしなければならぬと考えておりますが、ただ技術的に考えてまいりますと、地価公示で公示されます個所数はさしあたり一千力所程度というふうな承つてゐるわけですが、固定資産税の評価のほうは、申し上げるまでもなく全国の土地を全部評価するわけにございまして、農地を除きまして約六千万筆の土地を評価するわけにございまして、そのうち基準地になります土地を標準地と申しておりますが、宅地にかかると標準地だけでも約三十万筆にのぼるといふような状態にございまして、したがつて、地価公示の個所と標準地とを合わせるということだけでも、非常に個所数の違いから技術的にむづかしい点にございまして、またいま御指摘もありましたように、公示されます価格の時点と固定資産税の評価の時点が違つておりますし、固定資産税の評価に要します事務が非常に時間を要しますの

で、実質的には当該その年のものを合わせるという

うことは技術的に不可能である。まあ、あれやこれやを考へてまいりますと、非常に技術的に両者の均衡をはかるというところは困難性がございまして、そういう点にございまして、今後研究をしてまいりたいと思ひてゐるところにございまして、

そこで、とりあえず来年度の御指摘でございますが、明年度につきましては、御指摘のような結果になるわけにございまして、いま申しましたような基本的な考え方から申しまして、来年公表されます地価公示と私のほうで行ないます評価額とを合わせ、結果を勘案しながら将来の研究課題として両者の均衡をはかる方法を考へてまいりたいと思つております。そのために、御指摘のように、そういう問題があるから固定資産税の評価を一年延ばしてはどうかという御意見でございしますが、申し上げるまでもなく固定資産税は三年ごとに評価がえをする仕組みになっておりまして、来年がちょうどその基準年度に当たつてございまして、御案内のとおり昭和四十二年の基準年度におきましては、一回土地の評価を見送つてございまして、今回はまさに六年目になるわけにございまして、土地対策のいろいろ論議されております今日、そのために期待されております六年目の土地の評価をさらに延ばすということ、私どもとしては現在考へていないわけにございまして、

○林田悠紀夫君 それでは、だんだんと一致させていこうということに御努力されるようです。了解いたしますが、いま相続税について伺つたのですけれども、都市近郊の農地につきまして、固定資産税の評価はどういうふうな考へておられますか。

○説明員(山下稔君) 都市近郊の農地の中で、土地対策の見地から市街化区域の中で、特に都市施設の整備された農地の評価については、宅地との均衡を考へるべきではないかという御意見がございまして、税制調査会の答申等でもそういう趣旨の御答申をいただいております。私どももいたしましては、答申をいただいた以上、その方向につきまして具体的な方法について検討はいたしてお

りますが、何と申しまして都市施設が整備された区域をいかにして画するかということになりますと、非常に技術的に困難な点が多々ございまして、目下まだ結論を得ていない段階にござい

○林田悠紀夫君 私はやはり市街化区域の中の農地でも、農業を継続しようという場合は、やはり収益還元の方法から考へてもらいたいと思ひます。そうしないと、そのために農業がもう継続できないという状態に迫られてしまいます。それは大蔵省どうぞお帰りになつてけつこうです。新都市計画法がこの六月から施行されることになつておりますが、六月十四日というように伺つておりますが、現在地価の値上がり期待、それから投機的取引の増大のおそれがどんどん出てきております。市街化区域にせよとか、いろいろそういう陳情も来ておりますが、そういうことで、できるだけ早く市街化区域、市街化調整区域の指定をすべきであるというように思つておりますが、首都圏と近畿圏につきまして、大体いつごろをめどとしてやられますか。それから首都圏と近畿圏について、市街化区域と市街化調整区域、どの辺までを市街化区域に編入されるか伺ひたいです。

○政府委員(竹内藤男君) 市街化区域と調整区域の指定は、私どもいま各県と打ち合わせをいたしておりますが、首都圏、近畿圏につきましては十月を目標にいたしまして、それまでに法手続に沿つて市街化区域と調整区域の指定を終わりたい、こういうふうな目標で目下作業を進めております。

それから、どこらまでを市街化区域にするかというところにつきましては、具体的には知事の決定になるわけにございまして、一応いま原案等を県の段階で検討中ではございますが、対象となるものはどこか、市街化区域、調整区域の区分をするようなところはどこかという点につきましては、首都圏近畿圏につきましては、既成市街地または既成都市区域はもとよりでございます。それから近郊

整備地帯も対象といたしております。さらに都市開発区域というのがございます。都市開発区域につきましては原則として市街化区域、市街化調整区域の指定をいたします。ただ首都圏と近畿圏で多少実態が違っております。都市開発区域が近畿圏の場合は非常に広い範囲でございます。中には都市開発区域に含まれるようなものの中にも、建設大臣が指定しないものについては、市街化区域、市街化調整区域の線引きをしない市町村も出てまいり、こういうふうになっております。

○林田悠紀夫君 この都市計画に関連してお伺いしたいのですが、従来都市を通過しております国鉄の高架化につきましては、これは国鉄で従来は行なわれていたのですが、ことしから変わって、新都市計画に入った場合に行なうというふうになったように承知してゐるのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(竹内藤男君) 鉄道高架化事業は、従来は主として市町村が、国鉄から道路側からと両方からのお金を財源にいたしまして、市町村が施行していただくわけでございます。ただ、工事そのものは鉄道側に委託するという形をとっていただくわけでございます。今年度からは変わりましたのは、その費用負担の割合の問題が一つ変わりました。従来は折半負担というのが原則でございまして、鉄道側が半分、道路側が半分というのが原則でございましたが、鉄道側の受益が実際少ないじゃないかという問題もございまして、四十四年度からは鉄道側は受益の範囲にとどめる――まあ大体一割見当でございます。残りの九割見当は道路側が持つというのが一つでございます。それから事業といたしましては県の事業として行なう。県の都市計画でございまして、県の都市計画事業として行なうということを原則にいたしております。補助率につきましては、街路事業のワケ内でございまして、道路側の負担分につきまして三分の二を国が持つ。残りの三分の一を地元で持つ。その果なり市町村の配分は、いまのところ幾らにしろ、どういう割合にしろということとは

定めておりません。そういうことで、本年度から、これは新都市計画法というより、むしろ鉄道高架化事業のやり方が変わってきた、こういうことで、そういうルールに従って今後行なうてまいりたい、こういうふうになっております。

○林田悠紀夫君 そうしますと、たとえばことしやろうというところにつきましては、六月十四日から新都市計画法が施行されて、それから都市計画法の街路事業ということで建設省で出ていって、国鉄と相談してやられる、こういうようなことになるのですか。

○政府委員(竹内藤男君) そのいまの新しい負担区分をどこから適用するかという問題は、実はもとのルールでも協定のできている部分もございまして、鉄道側はそういうものにつきましては、従前のルールによって行なう。今後新しく個別に事業主体と国鉄あるいは私鉄と協議してやります部分につきましては、新しいルールによってやる、こういうことになるのでございます。それから計画決定の手続は、もちろん六月十四日以降は新法の計画決定の手続に従って知事が計画決定をしていく、こういうことになるかと思っております。

○林田悠紀夫君 それから、先ほど費用分担方式の協定が変わったように伺ったのですが、線増の場合ですね。線増の場合とそうでない場合で、これに別けてちよつとお話を願いたい。

○政府委員(竹内藤男君) ことばがちよつと足りませんでしたが、線増の場合は鉄道負担でございます。従来は在来線をあげる分につきましては、先ほどのルールが適用される、こういうことでございます。

○林田悠紀夫君 国鉄の長浜理事にお伺いしたいのですが、全国で高架化の要望が非常に多いと思ひます。それでそういう要望を取り上げられる場合に、実施の順位と申しますか、何か基準があるんでございましょうか。

○説明員(長浜正雄君) 全国でいまわれわれの手に集まっておりますのが、六十数カ所、約金額

にいたしますと、これ概算でございますので、正確にございせんが、四千億以上になるうかと思ひます。それで、その中には大都市局長から御説明ありましたように複線化するのに伴ひまして高架にするという場合と、単純に在来線をそのまま、単線のままあるいは複線のまま高架にする場合と、いろいろございまして、そのうちどの区間の点にしましては、その地域、地域の重要性によりまして、特に複線化の場合には国鉄の複線化の必要性という点から、その必要度の高い順という点から、国鉄としてはそれを順位を高くする、単なる高架の場合には、在来線を高架にするという場合には、都市計画上の必要性という点から順位が高くなるというふうなことで、それでは複線と同時に施行する場合には、両方を勘案しながら地元の都市計画を決定される方と国鉄と相談をいたしまして、建設省と運輸省と相談をいたしまして順位をきめていく、こういう順序になるうかと、こういうふうに考えております。

○林田悠紀夫君 ちよつと地元のこと申しまして恐縮ですが、京都のようなところは非常に観光地域で、その観光都市が来年は万博も行なわれるという事態に迫り込まれておるのですが、しかも京都と二条駅の間の山陰線というものは、もう道路は自動車で一ぱいというふうな状況なんです。それで前々から複線高架を非常に望んでおりました、すでに国鉄ではもうその計画を策定していただいているような状況なんです。ところが、ことしからまた都市計画のほうで採用されないことなんです、そういうふうな問題について、やはり今後の都市計画としてぜひ早く実現をしていただきたいと思ひますが、今回方針が変わったことによつて、従来の計画がすっかり変わってくるのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○説明員(長浜正雄君) 山陰線の京都口の複線高架の問題につきましては、先生御指摘のように非常に重要な問題でございます。先生御指摘のように、数年前から京都口が輸送力が足りませんで、お客さんに不便をかけておりますので、複線化をお客さんという問題、それから先生御指摘のような七条のあの通りが非常に自動車交通が多くて交通を阻害しておる。したがって高架にしようという話で相談しておったのですが、先生御承知のように地元といたしましては、実はこの山陰線を、いまの京都の町のまん中を通過するから、これをちょっと西のほうに、ずっと西のほうに移してしまつて全部別線で京都から園部のほうにくつつけたらどうかという御意見がございまして、われわれのほうとしましては、せっかくそういう御意見が地元でございまして、十分それを比較検討いたしましたけれども、地元の費用負担をなかなかやらない、別線になりますと特に費用負担が多くなるというふうなことで、その案は結局さたやみになりました。在来線を複線にして高架にしようということに大体の御相談ができて、それではということにまいり金額がどれくらいになるか、工事の施行方法はどうかというふうな御相談を申し上げておたわけでございます。特にあそこは二条に貨物駅がございまして、あるいはその手前に京都の中央市場があるというふうなことで、非常に工事の計画に上るいは工事を実施する施行上も非常にやっかいでございまして、そういうことで御相談をしておたわけでございまして、たまたまこの高架化の問題につきましては、さいぜんの都市局長のお話のように費用負担の問題が出てまいりまして、国鉄といたしましては国鉄の財政上の問題からどうしても都市計画上の、都市計画によりまして政府の資金をつぎ込んでいただきたい、そういうふうな問題で、さいぜんの御話のような線増部分については国鉄の必要性でございまして、国鉄が全額負担をして在来線を高架にする分につ

いは国鉄の受益の範囲、すなわち約一割くらいというふうなことで御相談がまゝとまゝしてそれに従つてやろうということ、今、それではそういう場合場合には都市計画法に基づいて都市計画事業としてその在来線の高架化をやるということになったわけでございます。したがって現時点におきましては、この国鉄と道路側との協議の内容をきまして、設計の内容をきまして都市計画決定をしていただきまして、それによって工事に着手するということになるかと思ひます。したがって、今後都市計画決定をしていただき、事務処理その他の御協議をしていただき、決定されるように進めていただければ、工事が進められる、こういうふうな承知しております。

○委員(岡三郎君) 次に、続いて鬼丸君。

○鬼丸勝之君 時間が一時間でございますから、なるべく質問も簡単にしますが、お答えは簡明率直にひとつお願いいたします。

それで、地価制度、地価公示制度に入ります前に、私もちょっと宅地対策全般についてお尋ねしたいのですが、まず近年相当宅地が上昇しておると思はれるのですが、その状況を、全国市街地価と六大都市市街地価につきましてその推移を、ちょっと日銀の卸売り物価指数の推移と比較して簡単に説明をしていただきたい。

○政府委員(川島博君) お答え申し上げます。

日本不動産研究所の調査によりますと、国民経済が復興し卸売り物価が安定した昭和二十六年ごろから宅地価格は騰勢に転じたわけでございますが、昭和三十三年三月から昭和四十三年の九月、この十三年間の地価上昇は市街地価指数で見ますと、全国平均で上昇は九七・三%、指数では一〇七・三となつております。上昇率は九七・三%。六大都市平均では指数としては一三二・八でございますが、上昇率としてはそれから一〇〇引きました一二・八%の上昇率を示しております。

すなわち大体全国で十倍、六大都市で十二倍という上昇を示しているわけでございます。同じ期間におきます卸売り物価指数は一〇八・九でございますので八・九%の上昇にとどまっている次第でございます。

○鬼丸勝之君 いまお話しのように、地価は昭和三十年を一〇〇とする十倍以上、六大都市においては十四倍近くになっております。ところで、この上昇のカーブを見ますと、特にこの三年くらいです、昭和四十二年の三月からカーブが非常に上昇しておる、カーブが急傾斜になっております。おそれくことしの三月の指数を見ますと、相当また上昇しておるのではないかと、こういうふうな思われるのであります。まあ政府でいろいろ宅地対策を講じられて、さつきお話ししたような各種の法律制度もだいぶ整備されてまいりましたことは、これは相当高く評価されていきたいと思います。しかしながら、いままでの制度でも運用のいかんによつてはかえつて地価の上昇を来たしておる。まあ開発をされてその近辺の地価が上がるということ、ある程度はやむを得ませんけれども、それに投機的な上昇が加わつておるといふ面が考えられるのじゃないか。これは四十二年の三月からカーブが相当強くなつておるところから見ても、私はそう言えると思ひます。

そこでこの根本的な原因は、もう申すまでもないことですが、やはり宅地に対する需要供給の逼迫である。したがって、宅地対策、地価対策につきまして、基本的には、供給というものを合理的に需要にマッチさせねばいかぬ、合理的に需要にマッチさせることが基本的な考え方ではないかならないと信ずるのであります。そこで、そのために今後の宅地の需要供給の見通し、単なる見通しというのはそうなるだろうということですか、なるだろうと困るので、それに対して建設省としてはどういふふうな宅地の供給の施策を進めていくか、供給対策、こういうことについて伺いたいと思ひます。そこで、まず昭和四十年から昭和六十年までの宅地の需要と供給の見通しを、こ

まかく要りませんから御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(川島博君) 御案内のように、去る五月の三十日、新しい全国総合開発計画が閣議決定を見たわけでございますが、この計画におきましては、昭和四十年から昭和六十年までの二十年間における住宅需要はおおむね三千万戸、したがって三千万戸の住宅建設が必要であるとされております。このうち、新しい市街地に建設され、したがって、新しい新市街地を開発しなければいけません。戸数は、私どもは約二百五十万戸程度と見込んでおります。そういたしますと、この二十年間に新規に供給をすべき宅地面積はおおむね二十五万ヘクタールと推定されるわけでございます。これは従来私どもは、これよりやや若干少な目に見込んでおつたわけでありますが、今回の閣議決定によりましておおむね二十五万ヘクタール程度は必要であるということに相なつた次第でございます。このうち、昭和四十一年度から四十五年度までの現行の住宅建設五カ年計画におきましては六百七十万戸の住宅建設が予定されておりました。このうち、二百九十万戸が新市街地に建設されるものと予想いたしておりますが、これに必要な宅地面積は五万三千ヘクタールとなつておるわけでございます。

○鬼丸勝之君 ただいま宅地について、将来の二十年間の需要供給の見通しを説明されましたが、新全国総合開発計画の、これは最新版じゃないですか——私の持つておる資料では、住宅地については都市化の進行その他で約十五万ヘクタールということが新国総で書いてありますが、建設省の長期展望、国土建設の長期構想、これはちょっと古いのですけれども、ただいまお話しした二十五万ヘクタールに近い二十四万ヘクタールが昭和四十年から六十年の間に必要となるであらうという、宅地が必要ということになっております。この数字についてはもう一度念のために伺つておきますけれども、そこで問題は、これは見通しである。見通しというものは大体、従来の施策の手を打つ

て、まあそういうことになるだろうと、こういう意味だろと思ひますから、今度積極的に新住宅建設計画の昭和四十六年から始まるうとうときでございますから、積極的な施策を講じることによつて、この住宅用地について少なくとも昭和四十五年までの一段階と、昭和四十六年から五十年までの五カ年間のこの段階、これについてはもう少し供給についての政府施策を積極的に考えていかなければならないと考えます。御承知のように、もう住宅問題の八割は宅地対策である。宅地対策にそれだけのウェイトがかかつておると考えます。そこでその辺について、これは局長並びに政務次官からもお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(川島博君) ただいま御指摘がございましたが、新しい全国計画が策定される以前の私どもの計算では、昭和六十年までの二十年間に必要な住宅地面積は約二十二万ヘクタールと推定をいたしておつたわけでありますから、今回の新計画によりまして約三万ヘクタール、プラスされたわけでございます。これは全体としての戸数が従来は、建設省では二十年間の総建設戸数が約二千七百万戸程度と見込んでおりましたが、今回のおおむね三千万戸と約一割程度アップされたこと、これに伴ひまして必要な宅地面積は二十五万ヘクタールに改定されたわけでございます。それからこの二十年間の計画の前期に当たります昭和四十一年から五十年の見通しでございますが、過去の実績を見ますと、昭和三十五年から四十年の五年間に供給された新しい宅地面積は約三万ヘクタールと推定されるわけでございます。これを昭和四十一年から四十五年度までの住宅建設五カ年計画に見合います必要宅地面積は五万三千ヘクタール程度と踏んだわけでございますので、過去の実績を見ますと、四十一年度は私どもの実績推計では、約九千八百ヘクタール、四十二年度は一万五百ヘクタール程度が造成供給されたものと見込まれております。したがって、少なくとも四十五年度までの現行住宅建設五カ年計画に關しましては、目標の五万三千ヘクタールの供給

は十分達成可能である。こういうふうに考えている次第でございます。

さらに、四十六年から五十年までの次期計画でございまして、これは現在、住宅局を中心に、現行の六百七十戸に見合う住宅建設戸数を何万戸に押えるかという点は、作業を進めておりまして、まだ確定をいたしておりませんが、当然この確定に見合ひまして、必要な宅地供給面積をはじく必要があるかと思ひます。ただ、概算で、私どもは今期の五万三千ヘクタール程度の供給量に比べまして、第一期、すなわち昭和四十六年から五十年度には約六万ヘクタール前後の宅地供給が必要であるというふうに現在では考えている次第でございます。

○政府委員(渡辺栄一君) ただいま鬼丸委員の御意見でございますが、数字的なことにつきましては、いま計画局長が申し上げたとおりでありまして、したがって、土地対策の重要な面として宅地対策をいかにするかという問題でございますが、御承知のように、需給の面からいります大きな問題があるところでございまして、政府としましては、まず第一番に、土地の有効利用を促進するという問題、あるいはいろいろ具体的に検討いたしておりますが、先般建設省もその一部を発表いたしました。できる限り国または公有地等を活用していく、あるいは先ほどお話が出ましたような税制の問題、こういう問題も当然考えてまいらなければなりません。今度の地価公示というものが、大きな私どもは今後役割りを果たしていくであろうということを期待いたしております。

同時に、昨年度市計画法をお願いいたしました、これらの実施の成果というものが、この六月十五日から効果を發揮してまいりまして、ございまして、そういうような問題とあわせまして、ただいまお願いいたしております再開発法等によりまして、土地を有効に活用してまいりたい。なお、これらの関係法案として、建築基準法等も考えられておりますが、こういうような一連の法案等も準備をいたしまして、宅地供給というものにつ

きまして、できる限り各方面からきめのこまかい政策を進めていきたい、こういうことを考えておるわけでございまして。

○鬼丸勝之君 ただいま政務次官の御答弁で、宅地供給についての基本的な考え方は私も賛成です。ただ、実際の運用面では御留意願いたしたいことは、さつき林田委員もちょっと触れておりましたけれども、今度の新都市計画法の市街化区域の区域のとり方いかんによつては、かえつて宅地の供給をばむようなことになりはせぬか。非常に都市近郊の農家、特に調整区域と市街化区域の境目ぐらゐの農家は動揺しております。同時に、思惑がからんで不動産会社等も入り込んで大騒動しているというところもござい

ます。私のところにも、大体都市近郊の農家は市街化区域に入られてほしいという陳情をしてきておりますが、まあ建設省当局におかれましては、けさ朝日新聞にもいろいろ書いてありますが、あまり区域を締めつけないように、また調整区域等については住宅は当然建てていいのだと思ひますが、この辺の運用をひとつ十分御留意願いたしたいと思います。都庁局長にお伺ひいたします。

○政府委員(竹内藤男君) 御質問にございました市街化区域、調整区域のとり方は、地価問題、あるいは農業施策との関連、あるいは今後の計画的な市街化の上で相当公共投資が必要となつてまいりますので、公共投資との関連というように、これをどういふふうにかきめるといふことは、非常に大事な問題でございまして。私も基本的に考えておりますのは、市街化区域の設定にあたりましては、まず既成市街地なり、あるいは市街地に連綿する区域は、これは当然市街化区域に入ってくるであろう。問題は新市街地の部分をどういふふうにして市街化区域に入れていくかという問題でございまして、新市街地につきましては、当然その前提といたしまして、市街化区域全体の規模をはじきます場合に、どのくらい人口密度が妥当であるかということが考えられるわけでございまして。大体、私どもといたしましては、

一ヘクタール六十人ないし百人程度の人口密度になるように市街化区域を定めていきたいというふうな考え方をしております。それを具体的に場所におとします場合には、新市街地でどれくらい、どういふ考え方でついでいくかということでございますが、まあ大ざっぱに申し上げますと、新市街地につきましては、計画的な開発の見込みのある区域を新市街地に取り入れてまいりたい。単なる地価騰貴とかあるいは宅地化というものをねらいまして、ばらばらにそこにスプロールの開発されることは望ましくないと、また、地価対策の面から見ましても、計画的な市街化をはかるという観点から、都市計画法に基づきました各種の市街地開発事業の区域といたしまして設定するということが、秩序ある市街化をはかる上からも、あるいは地価対策と申しますか、地価の上昇をしないような配慮をする上からも大事なことでないかということ、都市計画中央審議会、新市街地につきましては、計画的な開発の見込みのある区域を市街化区域とすべきであるという答申も出ておりますので、そういう考え方をとっているわけでございまして。それからもう一つは、洪水、洪水等の災害の発生のおそれのあるところとか、あるいは自然の景観の特にすぐれた緑地でございまして、とか、集団優良農地というようにもつきます。原則として市街化区域に含めないという考え方、以上の考え方によりまして具体的な市街化区域の指定を指導してまいりたい、こういうふうな考え方をしております。ただ問題は、非常に地元と利害関係が錯綜する問題でございまして、これは都市計画法の審議のときにも申し上げましたように、果が市街化区域、調整区域の決定をいたすわけでございまして、十分市町村と打ち合わせをする。市町村段階におきましては、市町村に条例等によりまして審議会等々を設けて、農林団体等の代表の方も入っていただいで、大分地元の人々の意見を吸ひ上げて、そうして市街化区域の線引きをしていきたい、こういうふうな考え方をしております。

○鬼丸勝之君 そこで、昭和四十六年から第二次住宅建設五カ年計画が始まるわけでございまして、この新五カ年計画もそろそろ検討されておると思ひますが、この計画にはぜひひとつ宅地の供給計画を政府の公的資金による住宅の建設の分と、民間の自力建設——これは見通し、推計しかできないと思ひますけれども、そういうものを合せて計画の内容としてきめていただきたい。さつき申し上げましたように、宅地が根本ですから、その場合にいま都市局長から説明がございました市街地開発区域、これが相当今後の住宅用地の地域的な何といひますか、需要供給に影響すると思ひますので、やはり地域的な計画もあわせて十分考えていただきたい。そうしないと、五カ年計画もほんとうに根なし草のようなことになりまして、あるいはこの点について現在検討されておるような点があれば伺つておきます。

○政府委員(大津留君) 第二期五カ年計画の策定にあたりまして、住宅建設のもとになる宅地の需給について十分な配慮をするようにというたたいまの御意見、とくと拝聴いたしました。十分御意見を尊重いたしまして計画を進めていきたいと思ひます。

○鬼丸勝之君 そこで、今回提案されております地価公示法につきましては、先ほど林田委員からもいろいろお尋ねがありましたように、私もこの地価公示制度については地価対策にまつ正面から取り組む制度として大いに期待いたしております。まあ国会においても、衆議院で決議をなされたいきさつもございまして、そこでこの制度が、今度法案の第一条に規定しているような目的を達成するようにさらに発展してもらいたい、あるいは運用上十分配慮していただきたいという意味で、三、四尋ねをいたします。

まず一点は、どうも地価公示法という名称が耳で聞いた場合によくわからない。ぼくはいろいろな人に話を聞いて、地下の工事に關する法律ではないかと思つておる人がある。こういうことばで耳

に聞いた場合に、いまいな名称にされたのはどういふわけですか。まあ、なるほど中身が地価公示だから地価公示法にしたということじゃないかと思ふのですが、その点が一つと、それから地価公示法ですから、文字どおり公示ということが内容になれば、内容そのものが弱いものしかできないという印象を与えます。私はほんとうなら地価対策基本法という法律にすべきではなかったかと思ふのでございます。まあ、基本法にするのには内容が間に合わない、こういうようなことで正直に公示法になったと思ひますが、将来、地価対策基本法というようにものに改正し、発展させるというふうなお考えはないのか。あるいはその点について政府部内で論議された点があれば簡単にお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(川島博君) 先ほど来、林田委員の御質問にもお答えいたしましたように、本法案は、第一条に目的を掲げておりますが、これによりまずと、「一般の土地の取引価格に対して指標を与え、及び公共の利益となる事業の用に供する土地に対する適正な補償金の額の算定等に資し、もつて適正な地価の形成に寄与することを目的とする。」というところでございます。したがって、このような法案の内容を端的にあらわすものといひました。地価公示法という名称が適當である。御指摘のような地価対策基本法と称するに、はいささか内容が違つておりますので、ちょっとそういう名前をつけるのはオーバであると思ひます。ただ私も、この法案によつて地価対策はこれで十分だと考へてゐるわけではさらさらございませぬ。立法の段階におきまして、いろいろ盛るべき内容につきましては議論があつたわけでございます。しかしながら、御承知のように地価対策につきましても、この新案のような一発で病気が完全になおるといふような妙案はございませぬ。あらゆる方面から、あらゆる施策を総合して攻めていく、こういうことが必要なわけでございます。またこの地価公示制度の実現に關しましては、昭和三十九年の五月、衆議院における

決議以来、各種の審議会、調査会、懇談会等で果次にわたつて政府に実現を迫られております。したがひまして、政府といたしましてはまず地価公示制度——いろいろ議論がございすけれども——だけでも早急に手をつけるべきである。またこの地価公示制度を実施することによつて、その後の地価対策を展開する重大な手がかりと申します。基礎を得ることになると考へまして、今回とりあえず公示法案を提案したわけでございますが、今後におきましては、この法律が成立になりまして、この制度を土台といたしまして、さらに広範かつ強力な施策を次々に考へなければならぬことは当然であらう、というふうに考へております。

○鬼丸勝之君 この法案が成立して運用がある程度軌道に乗つた後におきましては、さらに基本的な面を織り込んだ、あるいは看板の塗りかえをしたひとつの地価対策基本法なるものをぜひひとつお考へを願ひたいと思ひます。

ところでこの新年度の予算では標準地の調査、選定、公示までの経費はわずかで、東京、大阪、名古屋の三大都市で地価を公示するというところで、予算が計上されておりますが、これでは標準地の数も非常に少ないし、第一条の目的も期待どおり達成されなかつたと思ひますが、これは初年度だからやむを得ないと思ひますが、次年度以降最終的にはどの程度の規模の都市まで、またどのぐらいの標準地の公示を考へておられますか、この点、いかがですか。

○政府委員(川島博君) 地価公示を実施すべき地域に關しましては、当面人口、産業の集中、増加が著しく、地価も高騰を続ける大都市及びその周辺近郊地域において行なうことが適當と考へております。したがひまして初年度、すなわち昭和四十五年におきましては、まず東京、大阪、名古屋の三大都市圏につきまして、約千カ所の標準地の価格を公示することとしたしております。しかして昭和四十六年度におきましては、これらの地域のほかにさらに北九州市及びその周辺地域を美

施地域として追加する予定でございます。その後スケジュールにつきましては、これは財政当局と十分検討いたさなければならぬわけでございます。また、まだ確定的なことは申し上げられませんが、私も、私どもの心づもりとしては、少なくとも第四年度に当たる昭和四十八年度には、この新しい都市計画法に基づいて設定をされます市街化区域という重要な都市地域につきましては、地価公示を全面的に行なうことが必要であるというふうにお考へております。その場合の標準地の地点数としては、約八千地点を予定しているわけでございますが、この八千地点という地点数は、一応、標準地の公示は一方キロ当たり一地点程度を必要とするであらうという前提のもとに、全国約八千平方キロについて八千地点の標準地を抽出いたしまして、その地価を公示するということが必要であらうというふうに予定をいたしておる次第でございます。

○鬼丸勝之君 市街化区域を指定するような都市は全部という最終的な地価公示が行なわれる予定だと同じましたけれども、大人口でいへば、私は予算編成の際にちょっと同つておつたんですが、人口十万人以上の都市、それから十万人以下であつてもいわゆる大都市圏内の町村ですね、これは当然入れていかねばならないと思ひます。そういうことに最終的には考へたいというのか、考へておられると承知してよろしうございすか。

○政府委員(川島博君) そのとおりでございます。○鬼丸勝之君 そこで、さつき林田委員から標準地の正常な価格の質疑がありまして、川島局長から実態に見合った価格を、これは社会的、経済的に実態に見合った価格を毎年一回やるといふお答えがありました。私はこれに關連して標準地の選定が問題じゃないかと思ふんです。と申しますのは、林田委員の質問に対しても明確なお答えがなかったと思ひますけれども、道路の計画がきまつた、あるいは鉄道の新線の計画がきまつたという場合に、その沿道、沿線が目ぼしい

ところは非常に騰貴します。そういうところを調査、鑑定していかぬとは言ひませぬけれども、そういうところは標準地として適當ではないんじゃないか。私はこれは第三条にもいろいろ書いてありますが、要するに、社会的、経済的に一つの平均的な土地、住宅用地なら住宅用地、商業地域なら商業地域として平均的な土地でない、日本人で平均的な日本人ということばがありますが、そういう意味で——と思うのですけれども、うのはそうせぬと、ほかの類似の土地との比較検討、権衡を失しまして、かえつて土地の値上がりをして来た。これはこういう特別な土地だからということを示して調査された——計画がないときと計画がきまつてからと、まあ調査されるのはいいでしょう。しかしあくまで第一条の目的に照らして考へれば、これはその土地の用途別の社会的、経済的な平均的な土地でなければならぬのではないかと考へます。この点を一つ。

○政府委員(川島博君) たいへんむずかしい御質問でございますが、私も今回公示制度を実施しようとするゆゑんのものは、
〔委員長退席、理事山内一朗君着席〕
やはり一般の取引が現在あまりにも自主性を無視してむちゃな取引が行なわれる。これだけはどうしてもなくしたい、こういう悲願に基づきまして正常な市場価格といひますか、地価といひますか、そういうたものがこういふものであるということ、土地問題についてはしるうとでございす。買手、売り手の方々に御認識をいたしたかうというところで、この制度を採用することにしたわけでありまして、したがひまして、御指摘のように選ばれる標準地は非常に平均的な普通の地点であることが必要でございます。そういう地点といたしましては、やはり住宅地域あるいは工業地域、商業地域といった土地の使い方、あるいは近傍等から見て類似の利用価値を有するものをグループピングいたしまして、その中で平均的な地点を選びましてその地価を公示するという仕組みにいたしております。しかも、この地価公示が行なわ

買手の双方が自然に誘導されるだろうというところを期待しているわけでございますが、そういつた民間の取引におきましても、これからおそれる不動産鑑定士等の専門家を活用するということが、逐次一般化すると思いますが、その場合には、第八条の不動産鑑定士等の土地についての鑑定評価の準則によりまして、少なくとも不動産鑑定士が、正常な価格を求める場合には、この標準地の価格を規準としなければならないという義務づけがございます。したがいまして、不動産鑑定士の鑑定評価を通じて、この公示価格が逐次民間取引に浸透していくだろうということが期待されます。また、公共事業につきましては、第九条、第十條で、この事業者並びに収用委員会ともにこの公示価格を規準とするということが義務づけられ

ることになるわけでございますので、公共用地の取得の場合は、民間の場合と比べて、さらに一段と強くこの公示価格の効力が、価格形成の判断の中に浸透するということによりまして、この場合は相当な効果を発揮できるのではないかと、かように考えます。いずれにいたしましても、本制度の活用をするにあたりましては、この制度は、あまり外国にも例のない制度でございます。したがって、その利用促進の立場から、あらゆる機会、あらゆる機関を使いまして広報活動を行ない、周知徹底につとめなければならないことは当然であるというふうにご考えております。

○鬼丸勝之君　大体わかりましたが、まあ最後にあらゆる機会、あらゆる方法でPRをすると言われましたが、実はまあ法律には官報に公示する告示するということしかありませんね。そこでまあ公共用地の關係におきましては、役所自体が相当

強力に指導すれば、これは相当規準として、あるいは參考にするという場合もありますが、役立つと思います。一般の取引に資するという点では、大体この公示された地価を地域住民によく知らせなきゃいかぬ。で、まあ川島さん、官報をよくご覧になっているかもしれないが、官報なんというのは、一般国民見ませんよ。われわれもほとんど

見てない。そこで私は市町村長にこれは強く指導されまして、大体都でいえば「都のお知らせ」というのがある。大体市町村ではそういうものを出してあります。広報紙を。そういうものにも載せるとか、それからその標準地に何か掲示をするとか、掲示をするということになれば、かなり私は徹底すると思うんです。まあそのほかいろいろ知恵を出していただいて、PRに十分配慮をされたのでございます。そうしませんが、一般取引の場合には、なかなかこれがあまり役に立たぬという心配があります。

○政府委員(川島博君) 法律案によりまして、公示価格については土地鑑定委員会が官報で公示すべきこととなっておりますし、また、官報に公示いたしました場合には、土地鑑定委員会は、すみやかに市町村長に対してその公示価格を当該市町村の事務所において一般の閲覧に供しなればならぬことといたしております。したがって、地元の利用者に對しましては、市町村事務所における閲覧が相当利用されることになるかと思ひますが、なお、御指摘のございましたように、市町村の広報等の公的な印刷物にも極力登載するように、各地方団体の指導をいたしたいと考えております。なお、標準地そのものを現地で表示することにつきましては、なるほどこの法律では公示地点たる標準地の立ち入り調査ができるようになっておりますし、場合によりましては、地主の承諾が得られない場合にも強制立ち入りができるようになっておりますが、大体これは個人の土地に立ち入って価格を調査し、その価格を公示するわけでございますから、まあおよその場合は、地主さんの御了解を得て調査をし、その価格を公示することになるかと思ひます。その場合に、現地調査をし、さらにその価格を官報なり、市町村役場で公示するということは、当然当該地主さんの受忍の範囲内であるかと思ひますが、現実問題として、自分の庭先にこの土地の公示価格は坪一万円であるというような表示をされることは、これはもう地主さんにとっては決して気持ちのいい

ことではなからうかと思ひます。したがって、そういういた人のいやがることをしてまで現地に表示をすることについてはいかがかと、これを補うためにはやはり広報なり、市町村役場の閲覧という方法で十分ではなからうかと思ひまして、現地に立て札を立てるところまでは考えておらない次第でございます。

○鬼九勝之君 まあ市町村役場の閲覧というの、なかなか一般の庶民には、お役所というの、どうも敷居が高い。私も役所をやめてからしみじみそう思うので、やっぱり積極的に市町村のほうからPRを徹底するというのをひとつ、みながみな調査をされて気持ちの悪がる人ばかりでないでしようから、ひとつ堂々と出してこれという人もあるでしようから、積極的に考えていただきた

もう一つ、さっきの御答弁のことで、結局、不動産鑑定士が相当地域的に分布しませんが、一般取引に役立つようなことにならない。ところで、現在鑑定士、士補合わせて千八百人くらいですか、しかも東京、大阪、関西くらいに相当偏在しているのじゃないかと思ひます。そこで鑑定士なり士補を将来確保することが必要ではないか。特に、市街地開発法でも、開発事業の審査会もこれもおそらく入ってきましよう。土地収用委員会にもだんだんに鑑定士を使うということになりましようから、ますます鑑定士なり士補の需要がふえてくると思ひます。これについて何か權威のある機関あるいは団体にこの受験希望者の特別教育をやらせる、やらせるといっても建設省が直接命令するわけにいかぬでしようが、バックアップしてやらせるといふふうなお考えはないかどうか。

もう一つは、あれは昭和四十一年度で終わっておりますが、鑑定士の特別試験の制度がありまして、たね。大体公認会計士その他戦後あれを見ますと、特別試験は相当年限延長してやらせております。そこで、これの当時の有資格者にもう一ぺん試験受けさせるという立法措置についてどう考

ておられるか、この二点を伺います。

○政府委員(川島博君) 昭和三十九年度に不動産鑑定評価制度が発足されて以来、政府としてはこの制度の充実につとめてまいって来た次第でございますが、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の有資格者はただいまお話ございましたように、過去五カ年間の試験によりまして約千八百名が確保されております。したがって、当面の需要に對しては十分対応できるものと考えておりますが、地価公示制度の発足に伴いまして鑑定評価に對する一般の認識も、今後ますます高まるものと予想されますので、これに因應するためには、不動産鑑定士等のなお一そうの充実について配慮をする必要があることは御指摘のとおりでございます。したがって、御提案の趣旨も含めまして、今後この問題については十分に検討し、万全の措置を講じてまいりたいと考えております。

○鬼九勝之君 それ以上お尋ねしませんが、そのことばどおり実際にやっていたかと思ひます。

そこで、次にちょっと質問を変えますが、地価対策のこれは重要な一環だと考えますけれども、御承知のように、いままでの住宅建設計画のメトリットは、ほとんど土地を取得して、つまり土地を買収して住宅を建てておる。これは宅地にしろ、農地にしろ、住宅公団あるいは公営住宅、住宅金融公庫、皆そうでございます。中に一部分自分で住宅は昔から持っている屋敷に建てておりますけれども、これは一部である。そこで特にこの住宅金融公庫の個人貸し付けあるいは民間会社による融資ローンによる民間の自力建設、これらが御承知のように市街地のスプロール化を来たしておる大きな要因になっております。そこで私は住宅公団なりあるいは公営住宅の団地、こういうものはもちろん今後も大いに進めていかなければなりませんけれども、だんだんに民間の自力建設のスプロール化現象とからみ合せて地価は高騰する。そこで公的資金による公営、公団住宅等はだんだん遠いところに建たなければならぬ。そうすると

通勤難に拍車がかけられておる。高い家賃か、通勤難に苦しむ遠いところの住宅かと、こういう姿になってきておることは御承知のとおりでございます。そこで、私は一つの提案を含めてお尋ねしたいんですけれども、特に大都市の近郊には農地がたくさんあります。あるいは山林原野でまだ開発されていないようなところもかなりあるのでございます。東京都でいえば大体田畑と宅地がほとんど同じくらいある。山林に至っては八万ヘクタール以上でございます。そこで、これらの農地山林を所有しておる農民等に安定した財産づくりを農民の立場からいえばやらせる。これはもうほとんどいままは不動産屋にだまされた、あるいは不適正な取引によって切り売りをしておりますから、そういうものをなくすために、安定した財産づくりをやって一部都市農業をやはりそこに残していく、残していくというよりも、育てていくべきだと思ひます。そういうことから考えまして、さらにスプロール化現象を抑える、地価の抑制にも働かせる、それを計画的にやったりやつかいかなければなりません。都市計画的にやっております。そういうものができ得るんじゃないか。買取方式だけでいきますと、やはり農家の人は先祖伝来持っておって、腹の中では大いに値段をつり上げようという気持ちもあるんですが、先祖伝来の土地を離したがらない、こういう気持ちが強いと思う。一部にはやはり農業を少し規模を狭めてでもやりたい、こういう希望も強いんですから、そういうやり方で所有権を移転しないで、住宅用に利用権を設定するという形になります。住宅用だけにいいないんで、農民自身に住宅を持たせる、貸し家経営をやらせる、それに農協が中心となりまして、これの委託を受けてやる、あるいは農協だけではなく、一部は住宅公団とか住宅協会でもいいと思ひますが、しかし大体は農協が中心になって都市農業というものの性格を変えて、そういう農民の財産づくりをやっていく必要があるのではないかと考えます。これは一石三

鳥、四鳥の案だと思ふんです、うまくいけば。ぜひひとつこれを具体的に取上げていただきたいのと私は強くお願いをするものでございます。この点について政務次官あるいは住宅局長、川島局長に答えていただきたい。

○政府委員(渡辺栄一君) 後ほど局長から補足説明いたしますが、基本的な考え方としては、農民等の土地所有者を積極的に参加させるというように形によりまして、今後の住宅問題を解決するということは、現在農業関係団体等からいろいろ意見が出ておるわけでありまして、われわれといたしましては、非常に検討に値するりっぱな御意見であるというふうに考えておるわけでございます。今後住宅地審議会等につきましても、御意見等の問題につきましては、十分ひとつ検討いたしまして前向きに進めてまいりたい、かように考えております。

○政府委員(大津留温君) 御指摘のように、都市におきまして住宅建設が宅地問題で非常に壁にぶつかっておる現状でございます。この都市におきまして住宅供給を促進し、あわせてスプロール対策、あるいは地価対策等にも資するたまたまの買収方式によらない農民の手による田園都市建設の御構想、さすがにその道の權威であられる鬼丸先生の御構想だと、深く傾聴いたします。今後の住宅対策立案する際におきまして、十分検討させていただきますかと思ひます。

○鬼丸勝之君 そこで、もうそろそろ時間ですから、最後にあれしますが、この構想を具体化していただくにあたって、やはり私は区画整理方式を採用することがいいと思ひます。まあ大きな農地、田野を持つてゐる人が単独でやる場合は別ですけれども、たてまゝとしては、その点が一つと、それから農林省参事官がおいでになつておりますが、私は、市街化区域内でも都市農業として育成すべきものがあるのではないかと。特に、けさ早く起きた方はテレビをのぞいたところ、六十九号のところに盆栽をつくつて、種まきからですよ、そして年間七百万円くら

い収入をあげている。テレビで七百万というのだから、実際は千万くらいあげているのじゃないかと思ひましたが、ああいう盆栽、花卉類、あるいは地域によっては果樹園芸、そういうものは大いに育成奨励すべきではないか。ところが、農振法では市街化区域は農振地域の指定はしない。これはもつともだと思ひます。調整区域になると、二十ヘクタール以上になれば地域指定をすることがあり得るわけですね。しかしこの場合、市街化区域内でも、それから調整区域はもちろんです、都市農業というものを育てていく、その基盤を町づくりの区画整理とあわせてやっていく必要があると思ふのでございます。その点について農林省の御意見を伺いたい。

○説明員(中沢三郎君) 御指摘のように、新しい都市計画法に基づきまして、市街区域なり市街化調整区域に定められる区域の中におきましても、現実には農業が行なわれるという事態はあるわけでございます。特に市街化区域におきましても、計画的、優先的に市街化区域をはかれるべき地域という性格を持つておられます。やはり市街化がはかられる経過的期間中は、農業を継続する希望者があるであらうし、また市街化調整区域といひましても、地元の意向などもございまして、それから農地のあり方なんかの関係もございまして、すべて農業振興をはかるべき地域として指定を受ける地域でない地域もございまして、その地域におきましては、これまた農業を熱心に行つていきたい方もおありだと思ひます。したがいまして、そういう地域につきましても、農業政策上何にもしないという考え方は、農林省といひましてもとってはおられないわけでございます。ただ、こうした地域につきましても、積極的に長期の投資、長期の土地改良事業、あるいは長期にわたつて使用すべき施設に関する施策というふうなものを積極的に行なうのはいかかというふうな考えを積んでおられます。そこで自分が行なっている農業を一生懸命やろうという方々が、その農業経営

なりを維持していくに必要な範囲の施策は十分行なつていきたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○鬼丸勝之君 いままでちょっと、率直に申し上げて農林省当局が都市化現象、市街化に對してはわりあい消極的な態度ではなかつたかと思ふのです。受け身でやつてゐる。これが間接的な要因になつてスプロール現象も激しくなつてきてゐるのじゃないかと思ふのです。私がさつき申しましたように、今度の新しい構想というか、土地所有者に家を建てさせるという、この財産づくりは、一面です。しかし、いま農業をやりたいという者、これはやはり農地を狭めあるいは集合化して、その区画整理方式の中で宅地化を――商業用地とか利便施設用地ももちろんございまして、農地とまとめてやる。そうしてそれに対しては公共施設的な援助は、従来いろいろ一般の基盤整備あるいは融資がありますから、そういうものを考えていくべきではないか。もうまるまる土地所有者の手を介さず費用だけでやれというのは無理ではないか。一種の農地の離合集散をやるわけですから、そういうことを考えていきたい。そうやって都市近郊農民が都市化に對して積極的に対応していく。こういうふうな農林行政として御指導願ひたい、必要な措置をとつていただきたい。これは要望いたします。

同時に、都市の農協ですね。農協の性格は当然もう変わつてつた。また必要な体質も変えていかねばいかん。私は実は、私も農協の準組合員です。家庭菜園もやりませんけれども、いなかの農協の準組合員ですが、あるいは準組合員制度を考へるか、あるいはこれから金融も、そういう不動産金融というものがウエートを占めてきますから、これは将来農協法の改正もあわせて検討していただきたい、こう思ひますが、いかがですか。

○説明員(中沢三郎君) 御指摘のように確かに近郊地帯の農協につきましてもそういう問題がございまして、これをどういうふうにか、制度上あるいは指導上どうしていくかという問題があることは事実でございます。しかし、御承知のように現在の協同組合法制度全体を考へますと、職能別な立法政策がとられてゐる關係上、いま直ちに農業協同組合がそういう実体的な変化をしてゐるからといひまして、農業協同組合サイドだけで、はたしてそういうことの制度的な変更をなし得るかどううか。それに、影響なり、制度論としても問題がなかなか大きいだらうと思ひます。そういういまだでも、やはり御指摘のような事態はますます進行していくというふうなこともございまして、常に検討事項、という前の研究事項というふうな意味におきましては、常に議論をしようとしたほうがいいのではないかと、広いのではないかと、非常に問題が大きいという結論を持つたのは、非常にいたすわけでございまして。しかしまさに御指摘のような事態が進み、御指摘のような性格の問題でございまして、一そう注意をしながら研究、検討を続けていきたい、こういうふうにか考へます。

○委員長(岡三郎君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

五月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願(第四七九七号)(第四七九八号)(第四八〇八号)(第四八八七号)(第四九八九号)(第五二〇〇号)(第五二〇二号)(第五二〇四号)(第五二〇五号)(第五二〇六号)(第五二〇七号)(第五二〇八号)(第五二〇九号)(第五二一〇号)(第五二一一号)(第五二一二号)(第五二一三号)(第五二一四号)(第五二一五号)

一、公営住宅法の改悪反対に関する請願(第四七九九号)(第四八〇〇号)(第四八〇九号)(第四八一一号)(第四八二〇号)(第四八二二号)(第四八二三号)(第四八二四号)(第四八二五号)(第四八二六号)(第四八二七号)(第四八二八号)(第四八二九号)(第四八三〇号)(第四八三一号)(第四八三二号)(第四八三三号)(第四八三四号)(第四八三五号)(第四八三六号)(第四八三七号)(第四八三八号)(第四八三九号)(第四八四〇号)(第四八四一号)(第四八四二号)(第四八四三号)(第四八四四号)(第四八四五号)(第四八四六号)(第四八四七号)(第四八四八号)(第四八四九号)(第四八五〇号)(第四八五一号)(第四八五二号)(第四八五三号)(第四八五四号)(第四八五五号)(第四八五六号)(第四八五七号)(第四八五八号)(第四八五九号)(第四八六〇号)(第四八六一号)(第四八六二号)(第四八六三号)(第四八六四号)(第四八六五号)(第四八六六号)(第四八六七号)(第四八六八号)(第四八六九号)(第四八七〇号)(第四八七一号)(第四八七二号)(第四八七三号)(第四八七四号)(第四八七五号)(第四八七六号)(第四八七七号)(第四八七八号)(第四八七九号)(第四八八〇号)(第四八八一号)(第四八八二号)(第四八八三号)(第四八八四号)(第四八八五号)(第四八八六号)(第四八八七号)(第四八八八号)(第四八八九号)(第四八九〇号)(第四八九一号)(第四八九二号)(第四八九三号)(第四八九四号)(第四八九五号)(第四八九六号)(第四八九七号)(第四八九八号)(第四八九九号)(第五〇〇〇号)

一、青森市都市計画区画整理清算金解決に関する

る請願(第四八八六号)

第四七九七号 昭和四十四年五月九日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 神奈川県平塚市豊原町九ノ一二

大塚真之助外八百名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四七九八号 昭和四十四年五月九日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 横浜市神奈川区三枚町五六一 鈴木清外七百九十一名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四八〇八号 昭和四十四年五月九日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願(四通)

請願者 東京都新宿区戸山町七 佐野裕二外一万六千四百四十八名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四八八七号 昭和四十四年五月十二日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市茶屋之町三二 福田勝蔵外千五百六十名

紹介議員 浅井 亨君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四九八九号 昭和四十四年五月十三日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋芳町一ノ六

渡辺実外三万七千二百八十一名

紹介議員 上田 稔君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第五二〇〇号 昭和四十四年五月十六日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 神戸市灘区森後町一ノ六 西尾奈良太郎外千六百六十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第五二〇一〇号 昭和四十四年五月十六日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 大阪市生野区猪飼野西二ノ一四 若野弘外四千三百名

紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第五二〇二〇号 昭和四十四年五月十六日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市森河内四二九 西村利郎外四千八百名

紹介議員 片山 武夫君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第五二〇三〇号 昭和四十四年五月十六日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福岡市春吉一ノ八ノ一〇 大石昭夫外六百二十名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第五二〇四〇号 昭和四十四年五月十六日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡基山町大字園部 久保山アケミ外七千九百五十九名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第五二〇五〇号 昭和四十四年五月十六日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福岡市箱崎町原田一、二九〇 栖橋春喜外六千二百五十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第五二〇六〇号 昭和四十四年五月十六日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 鹿児島県大口市曾木後村 内村美津子外七千九百九十九名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第五二〇七〇号 昭和四十四年五月十六日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願(四通)

請願者 鹿児島県名瀬市水口町二ノ四 房宮電外二千五百四十八名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第五二〇八〇号 昭和四十四年五月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 兵庫県姫路市福中町四三 寺尾義正外千三十五名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第四七九九号 昭和四十四年五月九日受理

公営住宅法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都大田区東横谷六ノ九ノ五五 滝下仁太郎外千八百五十八名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一五四五号と同じである。

第四八〇〇号 昭和四十四年五月九日受理

公営住宅法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都保谷市住吉町六ノ一二ノ二 下田晏正外一万七千五百八十九名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君 河田 賢治君 岩間 正男君 須藤 五郎君 渡辺 武君 小笠原 貞子君

この請願の趣旨は、第一五四五号と同じである。

第四八〇九号 昭和四十四年五月九日受理

公営住宅法の改悪反対に関する請願

請願者 名古屋市中区楠町大字味鏡字南睦 峨四、一三一 田中文雄外三千七百二十名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一五四五号と同じである。

第四八一〇号 昭和四十四年五月九日受理

公営住宅法の改悪反対に関する請願(四通)

請願者 東京都田無市本町七ノ四ノ一九 阿波美代子外六百七十名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一五四五号と同じである。

第四八二〇号 昭和四十四年五月十日受理

公営住宅法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市助松二八〇ノ一 栗延慶彦外五百十二名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一五四五号と同じである。

第四八六三号 昭和四十四年五月十二日受理

公営住宅法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都江東区南砂三ノ一ノ五

戸田得光外四百五十五名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一五四五号と同じである。

第四九一号 昭和四十四年五月十四日受理

公営住宅法の改悪反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区白鳥一ノ三ノ一三七

都営第四白一自治会内 佐藤清作

外千三百十八名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一五四五号と同じである。

第四八八六号 昭和四十四年五月十二日受理

青森市都市計画区画整理清算金解決に関する請願

請願者 青森市長島四ノ二〇ノ一 佐藤

永太郎外十四名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第十二号中正誤

ページ 段 行 誤

一 二 三 (内閣送付、予備
審査) (内閣提出、衆議院送付)

昭和四十四年六月十六日印刷

昭和四十四年六月十七日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局